

**【弁護士会】 3件**

金融庁総務企画部企画課 御中

## 「金融商品販売法案」に関する要望書

- 1、私たち全国証券問題研究会は証券取引被害救済に取り組む全国各地の弁護士が結成した任意の研究団体であり、平成4年から活動しています。
- 2、今回の「金融商品の販売等に関する法律施行令」に対して別紙のとおり要望致す次第です。

平成12年10月27日

全国証券問題研究会

代表幹事 弁護士 田中清治

幹事長 弁護士 塚田裕二

事務局長 弁護士 芳野直子

以下法とは金融商品販売法をいう。

1、適用対象商品の追加（法二条三号）

「海外商品先物オプション取引」がトラブルが多発しているのに法の規制外となっているので追加すべきである。

2、説明すべき重要事項（法三条三号）

1) 「手数料・税金などの経費」負担から元本割れが生ずる事があるので政令で追加すべきである。

2) 「流動性リスク」

特殊な商品や市場以外での取引も増えているので、いつでも処分して価格変動から離脱できるとは限らない。流動性リスクも説明対象に入れるべきである。

3) 「取引操作上のミス」

ネット取引などではシステムの問題で取引が出来ず時機を逸し元本欠損が生じる原因になることがあるので説明対象に加えるべきである

3、勧誘ルールの公表方法（法八条三項）

1) 店舗販売の場合

要求があった場合交付すべきである。

2) 訪問勧誘の場合

携行し、顧客に提示し、勧誘前に交付すべきである。

3) 電話勧誘

存在を告知し、要求があったら郵送、FAX又は持参交付すべきである。

## 金融商品販売法施行令案に対する意見

平成12年10月27日

金融庁総務企画部企画課 御中

FAX03-3506-6220

大阪市北区西天満6丁目5番17号 六

TEL06-6367-6692

FAX06-6367-6693

先物・証券被害問題研究会（大阪）

担当） 弁護士 斎藤英樹

弁護士 山崎敏彦

弁護士 田端 聡

弁護士 大槻哲也

1. 施行令3条（保険又は共済に係る契約）は、国又は公共団体など公の保険契約、共済契約を金融商品から除外しています。しかし、簡易生命保険などは、国民一般にも貯蓄商品として広く利用されています。

国あるいは各種団体が説明義務を担保しているの、除外して良いという趣旨なのか、施行令3条各号に列挙された各保険契約又は共済契約は、元本欠損のおそれがそもそもない商品であるか、あるいは国あるいは各種団体によって支払能力が担保されているという趣旨なのか、除外する基準が必ずしも明確ではありません。

しかし、保険業法上の定額保険を金融商品に含める以上、貯蓄商品性のある簡易生命保険も、金融商品に含めるべきで、除外すべきではないと考えます。

2. 施行令5条（金融商品の販売となる行為）では、「前号（法2条1号乃至12号）に掲げるものに類するものとして政令で定める行為」として、①金銭信託以外の信託、②不動産信託に関する匿名組合、③前条以外の取引として同各号の取引又は取次のみを列挙しています。

しかし、金融商品販売法の制定の趣旨は、多種多様な金融商品が身近となり、業者の説明が不十分であったり、不適切な勧誘のために被害を被るなど、金融商品販売・勧誘をめぐるトラブルが多発していることをふまえ、業者に金融商品がもつ危険性等の重要事項の説明義務を課すことによって、顧客保護・消費者救済を図ることにあります。それゆえ、金融商品販売法は、本来、金融商品全般につき、幅広く適用されるべきです。

今回、施行令4条（差金の授受を約する取引）及び5条において、商品先物取引が除外されています。商品先物取引に関しては、商品取引所法及び各種自主規制規則によって、厳格な説明義務、不適格者勧誘禁止、新規委託者保護義務が課せられていますが、金融商品販売法との重畳適用による保護を否定する必要はなく、金融商品販売

法の適用対象とすべきです。

また、近年社会問題となった和牛預託商法には、出資法違反、詐欺まがいの業者がりましたが、現在「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」の規制によって、同事業を継続している業者が存在します。商品の売買、預託自体は、金融商品といえないかもしれませんが、買戻特約を付けるなどして、預託金の還元を図るものは、まさに金融商品というべきです。したがって、「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」による預託等取引契約も、預託金及び配当金を還元するものは、金融商品販売法の適用対象とすべきです。

この他にも、海外商品先物オプション取引などは、「海外商品市場における先物取引等の受託等に関する法律」の適用さえなく、まさに金融商品として一般消費者に勧誘されてトラブルが多発しているにもかかわらず、何ら規制がなされておらず、最低限、金融商品販売法による規制がなされるべきです。

同法は、限定列挙主義を採用しましたが、前述した金融商品は、速やかに政令で適用対象として追加すべきものと思われまます。

3. 施行令8条（特定顧客）では、説明義務を不要とする特定顧客を「金融商品販売業者」と定義しています。特定顧客は、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者に限定されるべきであるから、相当であると考えます。
4. 施行令9条（勧誘方針の策定を要しない者）は、国又は地方公共団体の全額出資法人のうち、法律によって設立された法人に関して、勧誘方針の策定を要しないとしています。しかしながら、これらの法人であるからといって、勧誘方針策定が不要にはならないはずです。上記法人が法律によって、勧誘方針を策定かつ公表している場合に限るべきです。
5. 施行令10条（勧誘方針の公表方法）は、営業所ごとに見やすいように掲示、勧誘方針を閲覧のように供することとし、インターネットでの勧誘の場合、勧誘方針を自動送信することとしています。ただし、無店舗販売業者の場合、いずれも公表方法がないこととなります。無店舗販売業者の場合、勧誘に際して、書面交付による勧誘方針の公表を求めるべきものと考えます。
6. なお、金融商品販売法3条1項は、販売業者に対し、重要事項の説明を義務付ける規定ですが、1号で「金利、通貨の価格、相場変動など元本欠損のおそれと原因指標」（市場リスク）、2号で「販売業者の債務不履行による元本欠損のおそれと主体」、4号で「権利行使の期間による制限、解除期間の制約」を重要事項として、説明対象としています。

3号では、「前2号に掲げるものの外、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損があるときは、その旨及び当該理由」としているのに、今回の施行令案では、3号の規定がありません。しかし、金融商品の販売には、委託手数料・為替手数料・販売手数料・信託報酬などの名目で、費用がかかっているのが現実です。それ以外に、取引税・取得税・所得税なども差引かれます。

その結果、市場価格が変動せず、信用リスクの影響がない場合でも、上記費用や税金ゆえに、元本が欠損となることがあります。海外商品先物オプションなどでは、高額な手数料ゆえに、利益のほとんどが手数料に消えてしまうことも稀ではありません。外貨預金では、預け入れ時及び払い戻し時の双方において、円貨から外貨、外貨から円貨に交換する際に手数料を支払わなければならない、その負担は必ずしも軽微ではありません。また、株式投資信託では出資金額に対し、証券会社の一定の販売手数料が差引かれ、しかも残額の信託財産においても、投信委託会社に信託報酬を負担する仕組みであり、単なる市場リスクと信用リスクのみで元本欠損のおそれを説明しきれません。

上記費用及び税金は、まさに顧客の投資判断に大きな影響を与える重要事項であって、勧誘段階で事前に説明が必要ですから、政令によって、上記費用及び税金を同3号の重要事項とする規定を新たに設けるべきです。

7. また、上記以外に、有価証券等によっては、相対取引で売買され、販売した業者との間でしか、転売できないようなものが存在します（外国証券など）。顧客が処分したいと思っても、販売業者に買取義務がないため、流通市場で処分ができないという自体も起こり得ます（その場合には、相場価格自体も低下すると思われませんが、適正な流通市場が存在しない場合、相場価格さえ明示されません）。

流通性の乏しい金融商品は、処分期間の制約がなくとも、自由に転売できないという意味で、それ自体が元本欠損の原因となり得ます。当該金融商品が自由に処分できる商品か否かということは、まさに流通リスクとして説明すべき重要事項に該当します。それゆえ、政令によって、流通リスクがあることは、同3号の重要事項とする規定を新たに設けるべきです。

以上

## 金融商品販売法施行令案に対する意見

平成12年10月27日

金融庁総務企画部企画課 御中

FAX03-3506-6220

大阪市北区西天満6丁目5番17号

デジタルエイトビル5階

TEL06-6367-6692

FAX06-6367-6693

証券・ワラント被害対策弁護団（大阪）

弁護団長 佐井孝和

事務局長 片岡利雄

担当) 斎藤英樹



1. 施行令3条（保険又は共済に係る契約）は、国又は公共団体など公の保険契約、共済契約を金融商品から除外しています。しかし、簡易生命保険などは、国民一般にも貯蓄商品として広く利用されています。

国あるいは各種団体が説明義務を担保しているの、除外して良いという趣旨なのか、施行令3条各号に列挙された各保険契約又は共済契約は、元本欠損のおそれがそもそもない商品であるか、あるいは国あるいは各種団体によって支払能力が担保されているという趣旨なのか、除外する基準が必ずしも明確ではありません。

しかし、保険業法上の定額保険を金融商品に含める以上、貯蓄商品性のある簡易生命保険も、金融商品に含めるべきで、除外すべきではないと考えます。

2. 施行令5条（金融商品の販売となる行為）では、「前号（法2条1号乃至12号）に掲げるものに類するものとして政令で定める行為」として、①金銭信託以外の信託、②不動産信託に関する匿名組合、③前条以外の取引として同各号の取引又は取次のみを列挙しています。

しかし、金融商品販売法の制定の趣旨は、多種多様な金融商品が身近となり、業者の説明が不十分であったり、不適切な勧誘のために被害を被るなど、金融商品販売・勧誘をめぐるトラブルが多発していることをふまえ、業者に金融商品がもつ危険性等の重要事項の説明義務を課すことによって、顧客保護・消費者救済を図ることにあります。それゆえ、金融商品販売法は、本来、金融商品全般につき、幅広く適用されるべきです。

今回、施行令4条（差金の授受を約する取引）及び5条において、商品先物取引が除外されています。商品先物取引に関しては、商品取引所法及び各種自主規制規則によって、厳格な説明義務、不適格者勧誘禁止、新規委託者保護義務が課せられていますが、金融商品販売法との重畳適用による保護を否定する必要はなく、金融商品販売

法の適用対象とすべきです。

また、近年社会問題となった和牛預託商法には、出資法違反、詐欺まがいの業者がりましたが、現在「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」の規制によって、同事業を継続している業者が存在します。商品の売買、預託自体は、金融商品といえないかもしれませんが、買戻特約を付けるなどして、預託金の還元を図るものは、まさに金融商品というべきです。したがって、「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」による預託等取引契約も、預託金及び配当金を還元するものは、金融商品販売法の適用対象とすべきです。

この他にも、海外商品先物オプション取引などは、「海外商品市場における先物取引等の受託等に関する法律」の適用さえなく、まさに金融商品として一般消費者に勧誘されてトラブルが多発しているにもかかわらず、何ら規制がなされておらず、最低限、金融商品販売法による規制がなされるべきです。

同法は、限定列举主義を採用しましたが、前述した金融商品は、速やかに政令で適用対象として追加すべきものと思われま

3. 施行令8条(特定顧客)では、説明義務を不要とする特定顧客を「金融商品販売業者」と定義しています。特定顧客は、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者に限定されるべきであるから、相当であると考えます。
4. 施行令9条(勧誘方針の策定を要しない者)は、国又は地方公共団体の全額出資法人のうち、法律によって設立された法人に関して、勧誘方針の策定を要しないとしています。しかしながら、これらの法人であるからといって、勧誘方針策定が不要にはならないはずで
5. 施行令10条(勧誘方針の公表方法)は、営業所ごとに見やすいように掲示、勧誘方針を閲覧のように供することとし、インターネットでの勧誘の場合、勧誘方針を自動送信することとしています。ただし、無店舗販売業者の場合、いずれも公表方法がないこととなります。無店舗販売業者の場合、勧誘に際して、書面交付による勧誘方針の公表を求めるべきものと考えます。
6. なお、金融商品販売法3条1項は、販売業者に対し、重要事項の説明を義務付ける規定ですが、1号で「金利、通貨の価格、相場変動など元本欠損のおそれと原因指標(市場リスク)、2号で「販売業者の債務不履行による元本欠損のおそれと主体」、4号で「権利行使の期間による制限、解除期間の制約」を重要事項として、説明対象としています。



3号では、「前2号に掲げるものの外、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損があるときは、その旨及び当該理由」としているのに、今回の施行令案では、3号の規定がありません。しかし、金融商品の販売には、委託手数料・為替手数料・販売手数料・信託報酬などの名目で、費用がかかっているのが現実です。それ以外に、取引税・取得税・所得税なども差引かれます。

その結果、市場価格が変動せず、信用リスクの影響がない場合でも、上記費用や税金ゆえに、元本が欠損となることがあります。海外商品先物オプションなどでは、高額な手数料ゆえに、利益のほとんどが手数料に消えてしまうことも稀ではありません。外貨預金では、預け入れ時及び払い戻し時の双方において、円貨から外貨、外貨から円貨に交換する際に手数料を支払わなければならない、その負担は必ずしも軽微ではありません。また、株式投資信託では出資金額に対し、証券会社の一定の販売手数料が差引かれ、しかも残額の信託財産においても、投信委託会社に信託報酬を負担する仕組であり、単なる市場リスクと信用リスクのみで元本欠損のおそれを説明しきれません。

上記費用及び税金は、まさに顧客の投資判断に大きな影響を与える重要事項であって、勧誘段階で事前に説明が必要ですから、政令によって、上記費用及び税金を同3号の重要事項とする規定を新たに設けるべきです。

7. また、上記以外に、有価証券等によっては、相対取引で売買され、販売した業者との間でしか、転売できないようなものが存在します（外国証券など）。顧客が処分したいと思っても、販売業者に買取義務がないため、流通市場で処分ができないという自体も起こり得ます（その場合には、相場価格自体も低下すると思われませんが、適正な流通市場が存在しない場合、相場価格さえ明示されません）。

流通性の乏しい金融商品は、処分期間の制約がなくとも、自由に転売できないという意味で、それ自体が元本欠損の原因となり得ます。当該金融商品が自由に処分できる商品か否かということは、まさに流通リスクとして説明すべき重要事項に該当します。それゆえ、政令によって、流通リスクがあることは、同3号の重要事項とする規定を新たに設けるべきです。

以上